

## ～介護職員処遇改善支援補助金の交付を受けている皆様へ～

令和5年1月分の介護職員処遇改善支援補助金（以下「補助金」とする。）の支払いにおいて返金が発生している場合、その金額を1月末日までにご提出いただくべき実績報告書に反映していただく必要があります。

該当の事業所を所管している法人様へは、1月中旬までに計画書（申請書）記載の法人所在地へ郵送により通知させていただきますので、ご確認をお願いします。

なお、返金の手続きについては、2月以降に別途ご案内させていただきます。

### <参考>補助金支払いスケジュール

支払い月	令和4年 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年 1月
対象月	2、3、4 月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	なし	なし

※上記の期間終了後は、**補助金は一切発生しません**。なお、対象期間の介護報酬が**減額**された場合は、減額分に基づく補助金を返還していただく必要があります。手続きについては、後日お知らせ予定です。

### 問合せ先

愛知県福祉局高齢福祉課

介護職員処遇改善支援補助金コールセンター

電話 052-954-6858